

# 第 1 章

## 計画の基本的な考え方



山田堰

## 1. 計画策定の趣旨

朝倉市では、平成23年3月に食料・農業・農村基本計画を策定し、「みんなで育む“食と農のふる里あさくら”の創造」を将来像として、農業・農村の発展に取り組んできましたが、他の地域と同様に、後継者不足や所得向上などの課題は継続したままです。

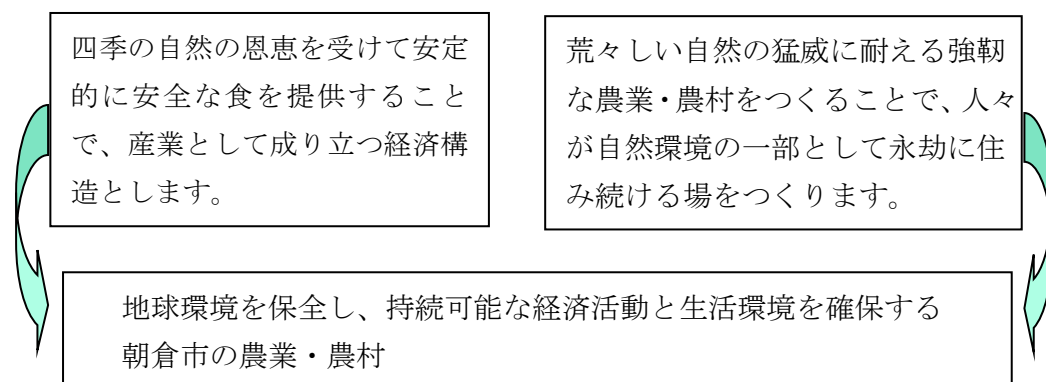
この間、平成から令和に時代が移り、経済のグローバル化や環境、エネルギー問題など、国際的な課題が深化してきました。平成27年に国連サミットで採択された「SDGs」\*の目標は、今後の世界の共通した環境問題の潮流になると考えられます。この中では、貧困や飢餓、教育などと同様に、海・陸の豊かさを守ること、気候変動など環境への負荷を軽減することが目標となっています。

このような国際的な動きを踏まえ、わが国においては、令和2年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、持続可能性に軸足を置き、農業者が減少する中であっても国内外の需要の変化に対応した食料を安定的に供給する役割を果たし、農業・農村における多面的機能が将来にわたって発揮され、わが国の食と農が持続的に発展することを目標としています。

一方、朝倉市では、平成29年7月九州北部豪雨により甚大な被害を受け、その復旧・復興が未だ途上です。また、全国的にも気候変動による豪雨災害は年を追うごとに規模が拡大し、被害の状況も大きくなっており、朝倉市においても再度、災害が発生する可能性は否定できません。災害に強い農業・農村をつくることはどの地域でも命題となっています。

さらに、本年は新型コロナウイルス感染症により、世界の経済活動は大打撃を受け、わが国においても、農業を含む多くの産業が影響を受けました。社会全体で取り組む感染症拡大防止と社会経済活動向上の両立の模索が始まっています。

このような国内外の動向を踏まえて、今後の朝倉市の農業・農村の在り方を以下のように描きます。

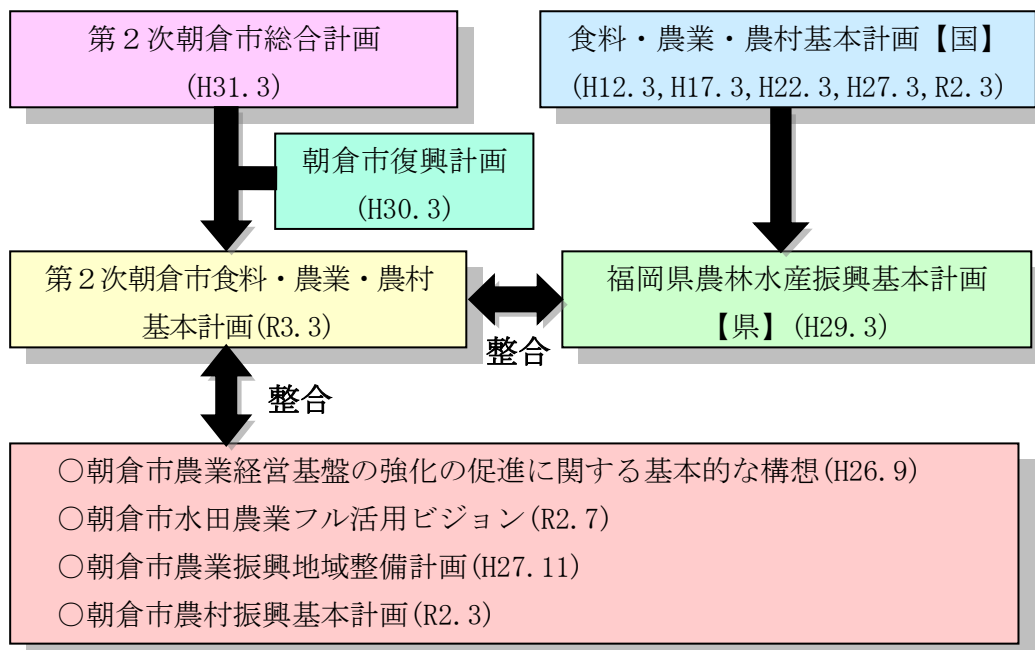


本計画書は、この目標を具体化するため取りまとめたものです。

\* SDGs : 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2015年国連サミットで採択される。17の目標と169のターゲットで構成される。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、平成31年3月に策定された「第2次朝倉市総合計画」の基本目標「5豊かな地域資源を活かした産業、観光の振興」の施策「1.4農林業の振興」を実現するための、最も基本となる計画であり、総合的かつ計画的に農業・農村を振興するための指針とします。



## 3. 対象とする地域

基本計画の対象は、市全域とします。

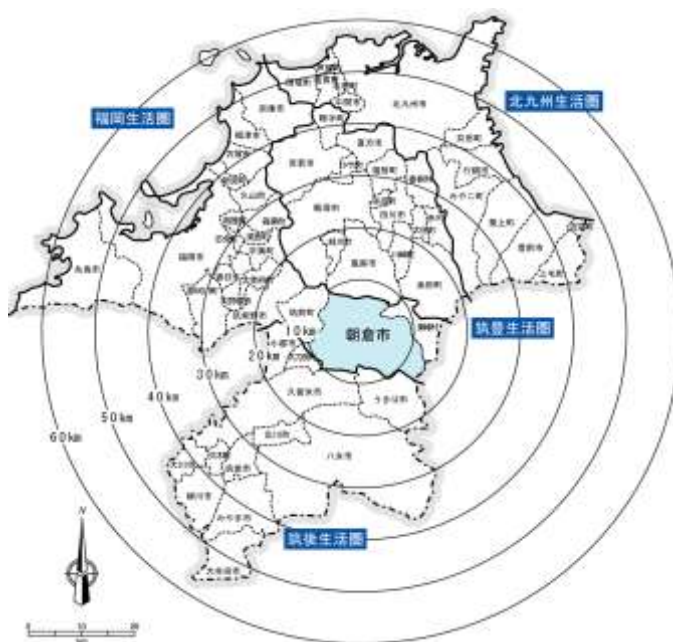


図 1-2 朝倉市の位置

## 4. 計画の期間

計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10カ年計画とします。

10年後の令和13年度以降については全面的な見直しを行いますが、食料・農業・農村を取り巻く情勢の変化を勘案し概ね5年後若しくは農業情勢に大きな変化が生じた場合には、この基本計画に検討を加え、必要に応じて見直しを行います。